

(仮称)県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例 第三条第一項第六号に規定する者を定める規則(案)の概要

千葉県健康福祉部薬務課

1 制定趣旨

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第102号)等の制定に伴い、水道法施行令及び水道法施行規則(以下「省令」という。)がそれぞれ一部改正され、水道技術管理者の資格要件が見直されることとなったことから、県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例(以下「条例」という。)において規定する水道技術管理者の資格要件についても同様の見直しを図るため、令和6年9月議会において条例を一部改正し、同年10月18日に公布したところです。

改正後の条例においては、水道技術管理者の資格要件について、その一部を規則で定めることとしたことから、今回、新たに「(仮称)県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例第三条第一項第六号に規定する者を定める規則」(以下「新規則」という。)を制定しようとするものです。

2 制定内容

- 改正後の条例第3条第1項第6号の規定により新規則において定める水道技術管理者の資格要件については、省令第14条と同様の資格要件を定めることとします。
- 省令の経過措置等と同様の対応となるよう所要の規定の整備を行うこととします。

3 施行年月日(予定)

令和7年4月1日